

野田市留守家庭学童保育所設置条例
の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 13 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和 46 年野田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表野田市立野田学童保育所の項中「535 番地の 2」を「611 番地」に、
「

」を「

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。